

「第 2 期えひめ・未来・子育てプラン
(後期計画)」概要(案)・骨子(案)

「第2期えひめ・未来・子育てプラン（後期計画）」の概要（案）

〔※波線ゴシック文字が前期計画からの変更箇所〕

1 基本的な考え方

前期計画を踏まえ、引き続き結婚から子育てまでの切れ目ない支援を総合的に推進するとともに、特に、近年、深刻化・複雑化する児童虐待や子どもの貧困問題など、支援を必要とする子どもが増加していることから、一層、子どもの幸福に焦点をあてた各種施策を展開する。

〔テーマ（案）〕

結婚や子育ての希望が叶い、
すべての子どもが夢を持って、自分らしく成長できる愛媛づくり

○計画の性格（複数の計画を一体的に策定）

- ・次世代育成支援対策推進法に基づく県行動計画（努力義務）
- ・県少子化対策推進条例に基づく県基本計画（義務）
- ・子ども・子育て支援法に基づく県子ども・子育て支援事業支援計画（義務）
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく県自立促進計画（努力義務）
- ・子どもの貧困対策推進法に基づく県子どもの貧困対策計画（努力義務）
- ・健やか親子21（第2次）及び母子保健計画通知に基づく県母子保健計画（努力義務）

※ほか、「児童の権利に関する条約」や「児童憲章」を念頭に作成

※第六次愛媛県長期計画をはじめ、他の県計画と整合を持たせた計画

2 基本理念

- ① 子どもの視点：子どもが大切にされ、心身ともに健やかに成長できる えひめづくり
- ② 親の視点：安心して、夢を持って子どもを生み育てられる えひめづくり
- ③ 地域の視点：地域が一体となり、子どもを見守り子育てを支え合う えひめづくり
- ④ 若者の視点：愛媛で暮らし、良きパートナーとの出会いに恵まれる えひめづくり

3 基本目標

- | | |
|-------------------------------|----------|
| 第1目標「家庭を持つことや子育てに夢」が感じられる えひめ | 【結婚前後期】 |
| 第2目標「命の誕生」が心から祝福される えひめ | 【出産・妊娠期】 |
| 第3目標「家族・地域の愛情」で育む えひめ | 【乳幼児期】 |
| 第4目標「希望する幼児教育と保育」が受けられる えひめ | 【就学前後期】 |
| 第5目標「健やかな成長・自立」を支援する えひめ | 【学童・思春期】 |
| 第6目標「子どもに温もりのある暮らし」を保障する えひめ | 【子育て全期間】 |
| 第7目標「親子に安心な生活環境」を提供する えひめ | 【子育て全期間】 |
| 第8目標「子育てと仕事の両立」を実現する えひめづくり | 【子育て全期間】 |

※「出生に関する総合的な目標」については、「県版まち・ひと・しごと創生総合戦略」において設定した数値目標等を、県としてその実現に向けて努力していくものとして引き続き掲載。

4 計画の期間

令和2年度～6年度（5年間）

「第2期えひめ・未来・子育てプラン（後期計画）」の骨子（案）

〔※波線部分が見直しのポイント〕

《テーマ（案）》

Point

結婚や子育ての希望が叶い、
すべての子どもが夢を持ち、自分らしく成長できる愛媛づくり

第1章 計画策定の趣旨

1 計画の目的

少子化の進行に歯止めをかけ、結婚を希望する人が結婚でき、子どもを持ちたい人が安心して生み育てられるとともに、愛媛の子ども一人ひとりが、置かれた環境に関わらず、自らの将来に夢を持って自分らしく成長し、未来へ向かってチャレンジできる愛媛づくりを、地域一体で集中的・計画的に推進していくために本計画を策定する。

2 計画の性格

本県の子どもを総合的に支援するため、複数の計画を一体的に策定。

- ・「次世代育成支援対策推進法」に基づく県行動計画（努力義務）
- ・「県少子化対策推進条例」に基づく県基本計画（義務）
- ・「子ども・子育て支援法」に基づく県子ども・子育て支援事業支援計画（義務）
- ・「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく県自立促進計画（努力義務）
- ・「子どもの貧困対策推進法」に基づく県子どもの貧困対策計画（努力義務）
- ・「健やか親子21（第2次）」及び「母子保健計画通知」に基づく県母子保健計画（努力義務）

※ほか、「児童の権利に関する条約」や「児童憲章」を念頭に作成

※第六次愛媛県長期計画をはじめ、他の県計画と整合を持たせた計画

3 計画の期間

令和2年から令和6年まで（5年間）

※計画期間内であっても、社会情勢の変化等に柔軟に対応するため、必要に応じ見直し。

第2章 子どもを取り巻く状況

1 少子化の現状

(1) 出生数の減少と合計特殊出生率の低下

- ・本県の出生数は、第2次ベビーブーム（1973年）以降、減少。
- ・平成28年には初めて1万人を割り込み、平成30年には戦後最低の9,330人。
- ・合計特殊出生率は、過去最低であった2004年の1.33以降微増、2018年は1.55。

(2) 総人口の減少

- ・本県の総人口は、約153万人であった1985年以降減少。国推計では、2040年には約107万人まで減少。特に、年少及び生産人口の割合が減少。
- ・死亡数が出生数を上回る自然減に加え、他都道府県への転出による社会減も影響。

2 少子化の要因

(1) 婚姻と出産の状況

- ・婚姻：未婚化、晩婚化が進行。一方、いずれ結婚するつもりである未婚者の割合は高く、ギャップが生じている。
- ・出産：晩産化が進行。理想の子どもの数と実際の子どもの数とはギャップが発生。

(2) 若年女性の状況

- ・本県の若年女性の人口は、減少傾向が続く。

[トピックス]

県内の大学生等の就職や子育てに関する意識を掲載

【合計特殊出生率地域別レポート(2016年度愛媛県)】

3 家庭の状況

(1) 核家族化の進行

- ・本県でも核家族世帯と共働き家庭が増加。
5割超の子どもが核家族かつ両親共働き。

[トピックス]

子どもの学校以外での居場所・過ごし方を掲載
【愛媛県子どもの生活実態調査(2019年度予定)】

(2) 家事・育児に関する夫婦の状況

- ・男女間で家事・育児負担に大きな開き。夫が関わる時間が第2子以降の出生に影響。

(3) ひとり親世帯の状況

- ・母子世帯については、総世帯数が減少しているにもかかわらず、高止まり。

4 就労の状況

(1) 女性の就労状況

- ・本県の女性の就業率は増加。出産や子育て最盛期の30代前半を底とするM字型。

(2) 就業形態の変化・就業形態による家族形成状況の違い

(3) 仕事と家庭の両立をめぐる状況

- ・育児休業取得率は、女性約9割に対し、男性は約5%。
・本県の就業時間が長い労働者の割合は減少。

5 子どもをめぐる問題

- ・全国の児童虐待相談件数は急速に増加し、2017年度には過去最多の約13万件。

- ・本県の不登校児童生徒は増加傾向、いじめの認知件数は横ばい。

- ・本県の子どものインターネット・スマートフォン利用は低年齢化・長時間化。
(情報モラル教育の必要性)

- ・子どもの貧困や貧困の連鎖は、依然として深刻な社会問題とされる。

6 子育て支援対策への要望(県政に関する世論調査)

- ・子育て支援:柔軟な保育制度の拡充、費用負担の軽減や経済的支援、就労環境の整備

- ・青少年対策:保護者が相談しやすい環境や学習活動の充実、体験活動を通じた育成

7 少子化の影響

(1) 経済面での影響:労働力供給減少、社会保障負担の増大

(2) 社会面での影響:子どもの社会性の不足、地域コミュニティの維持への影響

第3章 子ども・子育て支援に係るこれまでの取組み等

1 「第2期えひめ・未来・子育てプラン(前期計画)」の推進状況

(1) 総括

(2) 施策体系ごとの推進状況

基準値(計画策定時の直近実績)との比較は、87項目中61項目が進展、目標値との比較では、70項目中32項目が達成。一方で、下記2の課題を踏まえ、3のとおり継続して取り組むべき施策あり。

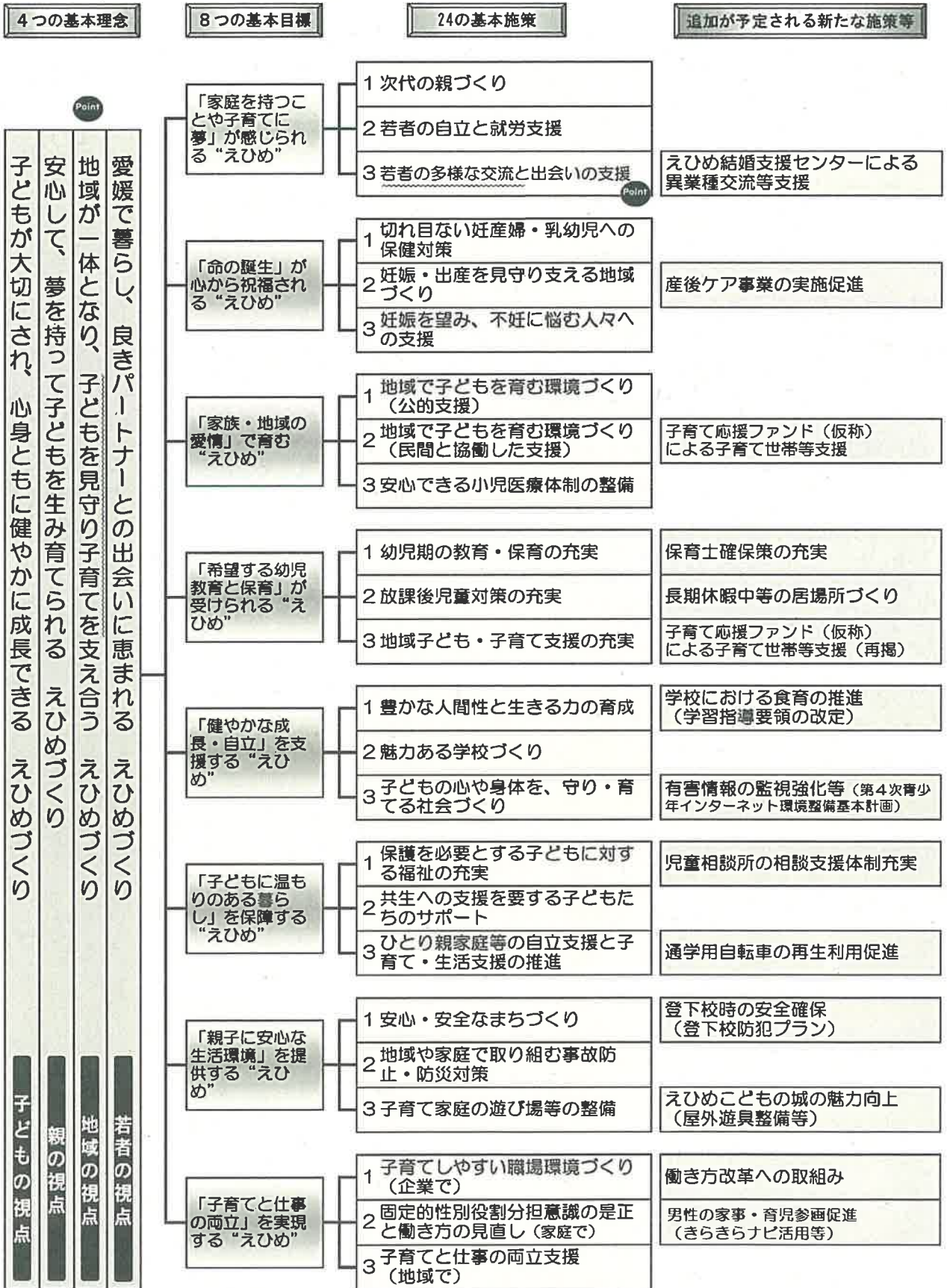
2 子育てを取り巻く課題

- (1) 子どもの安心・安全の確保
 - ・児童虐待の複雑化・深刻化等を踏まえた児童虐待防止対策の抜本的強化、社会的養育体制の強化（児童福祉法改正）
 - ・通学路等における防犯対策の強化（登下校防犯プラン等）、交通安全対策の強化（未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策）
- (2) 幼児教育・保育の充実
 - ・3～5歳の全ての子どもと0～2歳の住民税非課税世帯の子どもの利用料無償化(2019（R1）年10月）や無償化に伴う保育ニーズの増加への対応、待機児童対策の強化
 - ・保育士等の処遇改善及び確保・育成
- (3) 放課後児童対策の拡充
 - ・放課後児童クラブにおいて、2019（R1）～2023（R6）年度の5年間で30万人分の受け皿を整備（新・放課後子ども総合プラン）
- (4) 子どもの貧困対策の推進
 - ・子どもの貧困対策の充実かつ実効性の向上（子どもの貧困対策推進法の改正）
- (5) 働き方改革の推進
 - ・時間外労働の上限規制や有休取得義務化等、多様な労働条件の整備（働き方改革関連法）
 - ・育児休業制度を利用しやすく、職場復帰しやすい環境整備（男女雇用機会均等法、育児・介護休業法改正）
- (6) いじめ問題への対応
 - ・前期計画に続き、未然防止、早期発見、早期対応対策を実施（いじめの防止等のための基本的な方針の改正（2017（H29）年3月））
- (7) 平成30年7月豪雨からの復興
 - ・平成30年7月豪雨により被災した児童や子育て世帯への支援

3 後期計画において取り組むべき課題と対応する施策の方向性

引き続き、社会経済に深刻な影響を与える急速な少子化に対応し、子どもを持ちたい人が安心して生み育てられる暮らしやすい地域づくりを総合的に推進するため、官民共同のもと、多様なライフスタイルや地域の実情に対応したきめ細かで実効性のある取り組みにより、結婚・妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援する。


また、児童虐待や子どもの貧困など支援を必要とする子どもが増加しており、子どもの生活実態調査の結果を踏まえ、子どもの幸せに焦点をあてたきめ細かな取り組みを推進する。



※体系図詳細は、別添の対比表参照

第6章 子どもの貧困対策（再掲） ※子どもの貧困対策推進法に基づく県子どもの貧困対策計画

第1～8目標の具体的施策の中から、子どもの貧困対策に関するものをまとめて再掲。

区分	主な記載項目（国の「子どもの貧困対策に関する大綱」重点施策）
教育の支援	幼児教育・保育の無償化、生活困窮世帯等への支援（学習、進学等）
生活の支援	保護者の自立支援、児童養護施設等の退所児童等への支援
保護者に対する就労の支援	親の就労支援、親の学び直しの支援、就労機会の確保
経済的支援	各種手当、貸付金制度等の適正な実施
<参考>	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの貧困に関する指標（全国・愛媛県） 推進に向けた取り組み（愛媛県事業一覧） 

第7章 幼児期の教育・保育量の見込みと提供目標（第4目標関係）


「子ども・子育て支援法」及び「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づいた教育及び保育の提供に関する量の見込みや提供目標等に関する事項を記載。

第8章 計画の推進

1 計画推進のための各主体の役割

区分	役割
県	<ul style="list-style-type: none"> 計画の周知、全庁的な取組み、市町や地域活動団体との連携 計画の進捗状況管理、分析、見直し
市町	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援新制度の実施主体 県計画の周知・推進への協力
家庭	<ul style="list-style-type: none"> 家庭は、子育てについての第一義的責任を有することの認識 家事・育児の支え合いや働き方の見直し（子育てと仕事の両立）
企業	<ul style="list-style-type: none"> 子育ての意義・重要性への理解と関心 仕事と家庭の両立ができる環境づくり、働き方の見直し
地域・住民	<ul style="list-style-type: none"> 子どもは「地域の宝」であるとの認識 子どもや子育て家庭への見守りや支援の実践

2 計画の推進体制

区分	役割等
愛媛県子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> 計画の総合的な進捗状況の管理や計画の見直し等について審議（構成員：保護者、子育て支援者、事業主・労働者の代表、学識経験者）
愛媛県少子化対策推進連絡会議	<ul style="list-style-type: none"> 計画推進のため、庁内の各種事業の調整や協議等を実施（構成員：県庁関係課や教育委員会、警察）
市町・関係団体等との連携	<ul style="list-style-type: none"> 市町やNPO、ボランティア団体等との情報交換や協働、必要に応じた支援を実施 官民共同による支援策の検討（子育て応援県民会議（仮称）） 

《添付》「愛媛県子どもの生活実態調査」まとめ

2019年9月に実施する「愛媛県子どもの生活実態調査」の結果を掲載。

（項目：子ども及び保護者の生活環境、健康・食習慣、家庭の経済状況、意識等）

「えひめ・未来・子育てプラン」骨子(案)対比表

※1 左から、次世代育成育成支援法、県少子化対策推進条例、子ども・子育て支援法、母子父子並びに寡婦福祉法、子どもの貧困対策推進法、健やか親子21
 ※2 新たな社会情勢の変化等がある場合は柔軟に対応する。

第2期えひめ・未来・子育てプラン（前期計画）		第2期えひめ・未来・子育てプラン（後期計画）	
【テーマ】 結婚を希望（のぞ）む人が結婚でき、子どもを持ちたい人が安心して生み育てることができる愛媛づくり		【テーマ(案)】 結婚や子育ての希望が叶い、すべての子どもが夢を持って、自分らしく成長できる愛媛づくり	
項 目		項 目	
第1章 計画策定の趣旨		第1章 計画策定の趣旨	
1 計画の目的		1 計画の目的	
2 計画の性格		2 計画の性格	
3 計画の期間		3 計画の期間	
第2章 子どもを取り巻く現況		第2章 子どもを取り巻く現況	
1 少子化の現状		1 少子化の現状	
2 少子化の要因		2 少子化の要因	
3 家庭の状況		3 家庭の状況	
4 就労の状況		4 就労の状況	
5 子どもをめぐる問題		5 子どもをめぐる問題	
6 子育て支援対策への要望		6 子育て支援対策への要望	
7 少子化の影響		7 少子化の影響	
第3章 次世代育成に関するこれまでの取組み		第3章 次世代育成子ども・子育て支援に関するこれまでの取組み	
後期計画の進捗状況		後期計画の進捗状況	
1 総括		1 総括	
2 施策体系ごとの進捗状況		2 施策体系ごとの進捗状況	
3 子育てを取り巻く新たな課題		3 子育てを取り巻く新たな課題	
4 国の少子化対策		4 子どもの安心・安全の確保	
5 子ども・子育て支援新制度と次世代法の延長		5 幼児教育・保育の充実	
6 社会的養護の推進		6 放課後児童対策の拡充	
7 子どもの貧困対策		7 子どもの貧困対策の推進	
8 いじめ問題への対応		8 いじめ問題への対応	
9 新計画において取り組むべき課題と対応する施策の方向性		9 新計画において取り組むべき課題と対応する施策の方向性	
第4章 基本理念と展開方向		第4章 基本理念と展開方向	
基本理念		基本理念	
1 基本理念		1 基本理念	
2 出生に関する総合的な目標		2 出生に関する総合的な目標	
3 施策体系 : 2 4 の基本施策 (8 基本目標 × 3 基本施策)		3 施策体系 : 2 4 の基本施策 (8 基本目標 × 3 基本施策)	

【基本的な考え方】
 児童虐待や貧困問題の深刻化・複雑化など、支援を必要とする子どもが増加していることから、子どもを中心に各種施策を展開する。

見直し内容 ※2
 初産率減少 ※1
 次子出生率減少 ※1

最新のデータによる分析結果を掲載

最新データによる分析、評価

前期計画の進捗や国・県施策等を踏まえた課題について掲載

子どもへの支援についても基本理念として明記

「えひめ・未来・子育てプラン」骨子(案)対比表

※1 左から、次世代育成育成支援法、県少子化対策推進条例、子ども・子育て支援法、母子父子並びに寡婦福祉法、子ども・貧困対策推進法、健やか親子21
 ※2 新たな社会情勢の変化等がある場合は柔軟に対応する。

第2期えひめ・未来・子育てプラン (前期計画)	
【テーマ】	【基本的な考え方】
結婚を希望(のぞ)む人が結婚でき、子どもを持ちたい人が安心して生み育てることができる愛媛づくり	児童虐待や貧困問題の深刻化・複雑化など、支援を必要とする子どもが増加していることから、子どもを中心に各種施策を展開する。
第6章 子どもの貧困対策	第6章 子どもの貧困対策
項目	項目
1 教育の支援	1 教育の支援
2 生活の支援	2 生活の支援
3 保護者に対する就労の支援	3 保護者に対する就労の支援
4 経済的支援	4 経済的支援
<参考>子どもの貧困に関する指標(全国・愛媛県)	<参考>子どもの貧困に関する指標(全国・愛媛県)
第7章 幼児期の教育・保育量の見込みと提供目標	
1 県設定区域の設定	1 県設定区域の設定
2 年度別教育・保育量の見込みと提供体制等	2 年度別教育・保育量の見込みと提供体制等
(1) 各年度における教育・保育の量の見込み	(1) 各年度における教育・保育の量の見込み
(2) 提供体制の確保の内容、実施時期	(2) 提供体制の確保の内容、実施時期
3 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	3 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保
(1) 設定区域ごとの認定こども園の目標設置数、設置時期	(1) 設定区域ごとの認定こども園の目標設置数、設置時期
(2) 認定こども園への移行への支援等	(2) 認定こども園への移行への支援等
(3) 教育・保育等の役割提供の必要性及び推進方策	(3) 教育・保育等の役割提供の必要性及び推進方策
(4) 教育・保育施設と地域型保育事業との連携、認定こども園、幼稚園、保育所と小学校との連携推進	(4) 教育・保育施設と地域型保育事業との連携、認定こども園、幼稚園、保育所と小学校との連携推進
4 特定教育・保育等に係る人材の確保及び養成	4 特定教育・保育等に係る人材の確保及び養成
(1) 特定教育・保育及び特定地域型保育	(1) 特定教育・保育及び特定地域型保育
(2) 地域子ども・子育て支援事業	(2) 地域子ども・子育て支援事業
5 教育・保育情報の公表	5 教育・保育情報の公表
6 広域調整	6 広域調整
<参考>地域子ども・子育て支援事業量の見込みと提供目標	<参考>地域子ども・子育て支援事業量の見込みと提供目標
第8章 計画の推進	
1 計画推進のための各主体の役割	1 計画推進のための各主体の役割
(1) 県の役割	(1) 県の役割
(2) 市町に期待する役割	(2) 市町に期待する役割
(3) 家庭に期待する役割	(3) 家庭に期待する役割
(4) 企業(事業所)に期待する役割	(4) 企業(事業所)に期待する役割
(5) 地域活動団体(NPO、ボランティア団体等)・住民に期待する役割	(5) 地域活動団体(NPO、ボランティア団体等)・住民に期待する役割
2 計画の推進体制	2 計画の推進体制
(1) 愛媛県子ども・子育て会議	(1) 愛媛県子ども・子育て会議
(2) 愛媛県少子化対策推進連絡会議	(2) 愛媛県少子化対策推進連絡会議
(3) 市町・関係団体等との連携	(3) 市町・関係団体等との連携

第2期えひめ・未来・子育てプラン (後期計画)	
【テーマ(案)】	【基本的な考え方】
結婚や子育ての希望が叶い、すべての子どもが夢を持って、自分らしく成長できる愛媛づくり	児童虐待や貧困問題の深刻化・複雑化など、支援を必要とする子どもが増加していることから、子どもを中心に各種施策を展開する。
第6章 子どもの貧困対策	第6章 子どもの貧困対策
項目	項目
1 教育の支援	1 教育の支援
2 生活の支援	2 生活の支援
3 保護者に対する就労の支援	3 保護者に対する就労の支援
4 経済的支援	4 経済的支援
<参考>子どもの貧困に関する指標(全国・愛媛県)	<参考>子どもの貧困に関する指標(全国・愛媛県)
<参考>推進に向けた取組み一覧【追加】	<参考>推進に向けた取組み一覧【追加】
第7章 幼児期の教育・保育量の見込みと提供目標	
1 県設定区域の設定	1 県設定区域の設定
2 年度別教育・保育量の見込みと提供体制等	2 年度別教育・保育量の見込みと提供体制等
(1) 各年度における教育・保育の量の見込み	(1) 各年度における教育・保育の量の見込み
(2) 提供体制の確保の内容、実施時期	(2) 提供体制の確保の内容、実施時期
3 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	3 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保
(1) 設定区域ごとの認定こども園の目標設置数、設置時期	(1) 設定区域ごとの認定こども園の目標設置数、設置時期
(2) 認定こども園への移行への支援等	(2) 認定こども園への移行への支援等
(3) 教育・保育等の役割提供の必要性及び推進方策	(3) 教育・保育等の役割提供の必要性及び推進方策
(4) 教育・保育施設と地域型保育事業との連携、認定こども園、幼稚園、保育所と小学校との連携推進	(4) 教育・保育施設と地域型保育事業との連携、認定こども園、幼稚園、保育所と小学校との連携推進
4 特定教育・保育等に係る人材の確保及び養成	4 特定教育・保育等に係る人材の確保及び養成
(1) 特定教育・保育及び特定地域型保育	(1) 特定教育・保育及び特定地域型保育
(2) 地域子ども・子育て支援事業	(2) 地域子ども・子育て支援事業
5 教育・保育情報の公表	5 教育・保育情報の公表
6 広域調整	6 広域調整
<参考>地域子ども・子育て支援事業量の見込みと提供目標	<参考>地域子ども・子育て支援事業量の見込みと提供目標
第8章 計画の推進	
1 計画推進のための各主体の役割	1 計画推進のための各主体の役割
(1) 県の役割	(1) 県の役割
(2) 市町に期待する役割	(2) 市町に期待する役割
(3) 家庭に期待する役割	(3) 家庭に期待する役割
(4) 企業(事業所)に期待する役割	(4) 企業(事業所)に期待する役割
(5) 地域活動団体(NPO、ボランティア団体等)・住民に期待する役割	(5) 地域活動団体(NPO、ボランティア団体等)・住民に期待する役割
2 計画の推進体制	2 計画の推進体制
(1) 愛媛県子ども・子育て会議	(1) 愛媛県子ども・子育て会議
(2) 愛媛県少子化対策推進連絡会議	(2) 愛媛県少子化対策推進連絡会議
(3) 市町・関係団体等との連携	(3) 市町・関係団体等との連携

「子育て応援県民会議(仮称)」で、官民共同による支援策を検討する旨追加

※2019年9月に実施する「愛媛県子どもの生活実態調査」の結果を掲載。(項目:子ども及び保護者の生活環境、健康・食習慣、家庭の経済状況、意識等)